

「文学のまち大津」ブランディング強化事業支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「文学のまち大津」ブランディング強化事業支援業務」委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

「文学のまち大津」ブランディング強化事業支援業務

(2) 業務内容

別紙「文学のまち大津」ブランディング強化事業支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は18,150,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール（予定）

令和7年5月14日（水）	公募開始
令和7年5月22日（木）	質疑受付締切
令和7年5月28日（水）	質疑に対する回答及び参加申込にかかる提出書類締切
令和7年6月12日（木）	企画提案書等の提出締切
令和7年6月19日（木）	プレゼンテーション審査
令和7年6月30日（月）	委託契約締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (㊦) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (㊧) (㊦)から(㊩)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）を作成し、電子メールにて提出すること。

※メール件名の冒頭を「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」とすること。

※メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。

(2) 期限

令和7年5月22日（木）午後5時まで（必着）

※期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

大津市市民部文化振興課（担当：栗山、中嶋）

otsu1119@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

大津市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第1号）
- (イ) 誓約書（様式第2号）
- (ウ) 法人等の概要（様式第3号）
- (エ) 実績一覧表（様式第4号）
- (オ) 会社案内（パンフレット等）
- (カ) 大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び大津市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）（法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあっては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面）
 - b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

イ 企画提案に係る提出書類

- (ア) 企画提案書 正本1部、副本8部（様式は問わない。）
 - ※副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。
- (イ) 見積書 1部（様式は問わない。）
 - ※見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。
- (ウ) 審査基準対照表 1部（様式は問わない。）
 - ※本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

(2) 提出期限

ア 参加申込に係る提出書類

- (ア) 持参による提出の場合 令和7年5月28日（水）午後5時まで
- (イ) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和7年5月28日（水）までに必着のこと。

イ 企画提案に係る提出書類

- (ア) 持参による提出の場合 令和7年6月12日（木）午後5時まで
- (イ) 郵送による提出の場合 郵便書留とし、令和7年6月12日（木）までに必着のこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市市民部文化振興課（担当：栗山、中嶋）

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

別紙の仕様書及び審査方法等に基づき、以下の項目について作成すること。

- ア 会社概要及び事業実績（過去の公的事业を実施したことがある場合、その事業内容及び成果についても記載すること）
- イ 実施体制（再委託先等を含め可能な限り詳細に記載すること。）
- ウ 実施スケジュール
- エ 業務に係る事業費積算内訳
- オ 仕様書「3 業務内容」に沿った企画提案とその企画提案理由（根拠）

(2) 様式等

- ア 様式は問わない。文章の補充のために写真やイラスト、図表等を用いることも可とする。
- イ 様式の企画はA4とする。
- ウ 提案内容については使用枚数を自由とする。
- エ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。
- オ 正本の表紙には「文学のまち大津」ブランディング強化事業支援業務企画提案書」と記載するとともに、会社名と日付を記載すること。

(3) 記載要領及び留意点

ア 事業者情報について

提出する企画提案書のうち、副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

イ 業務の実施体制について

業務を実施した場合の実質的な従事者について記載すること。

ウ 業務に係る事業費積算内訳について

業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和7年6月19日（木）

※詳細な時間は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

イ 実施場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館2階 321会議室

※原則、対面での提案説明とし、事前に事務局に申し出た場合には、オンラインでの提案説明も可とする。なお、オンラインでの提案説明に係る手段等については、対象者に対して別途通知する。

ウ 提案時間 20分以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答 10分以内

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したモニターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。電子データによる提案説明を行う場合は、事前に大津市に連絡すること。

(2) 審査基準

別表「プロポーザル審査項目一覧」により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。ただし、同一の審査項目（価格評価を除く）において審査員全員から最低評価を受けた提案は採用しないこととする。

1.1 審査の最終結果の通知

(1) 通知方法 企画提案に係るプレゼンテーションを行った全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日 令和7年6月20日（金）予定

1.2 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 大津市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3 情報公開及び提供

大津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 提出期日、提出場所又は提出方法に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 参考見積書の金額が実施要領第3項の予算額を超過したもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、大津市が必要と認める場合には、大津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市市民部文化振興課（担当：栗山、中嶋）

TEL 077-528-2733

Mail otsu1119@city.otsu.lg.jp

(別表) プロポーザル審査項目一覧

審査項目		評価基準	採点
組織評価	業務遂行能力・実施体制	・本業務を遂行するために十分な知識・経験・実績を有する人材が適切に配置されているか。	5 点
		・地域連携、文化資源活用、ブランド戦略策定等に関する業務実績があり、提案体制が整備されているか。	5 点
		・業務遂行にあたっての実施スケジュールが現実的であり、無理なく推進可能な計画となっているか。	5 点
提案内容評価	提案内容の妥当性	・「文学のまち大津」の趣旨・目的を的確に理解し、提案内容に反映できているか。	10 点
		・仕様書 3 の (1) ～ (5) の各業務項目（ブランディング、イベント、協議会、UCCN 専門家連携、プロモーション）が相互に整合し、体系的かつ実行可能な内容となっているか。	10 点
	提案内容の説得力	・ブランディング戦略の策定において、大津市の地域資源・文化的特性を的確に捉え、中長期的視点に立った持続可能な提案となっているか。	15 点
		・イベントの企画・実施において、地域住民や関係団体等との連携を具体的に示し、ブランド理念の浸透とシビックプライド醸成に寄与する提案となっているか。	15 点
		・協議会の運営について、関係者と連携を図りながら、円滑な運営が十分に期待できる内容となっているか。	10 点
		・UCCN 加盟に向けた専門家連携支援について、国際発信施策（フォーラム等）を含め、実現可能かつ効果的な支援体制を提案しているか。	10 点
		・プロモーションの実施において、地域性や市民参画の視点を活かし、持続的に発信できる広報施策・ツール制作の提案となっているか。	10 点
価格評価	見積金額		5 点